

「日吉台ケアハウス」利用徴収規定

事務費 令和6年4月2

1. 基準

生活費 令和8年8月2

対象収入による階層区分		利 用			
		生活費	事務費	管理費	11月～3月 冬期加算
1	1,500,000円以下	51,804	10,000	15,107	2,150
2	1,500,001円～1,600,000円	51,804	13,000	15,107	2,150
3	1,600,001円～1,700,000円	51,804	16,000	15,107	2,150
4	1,700,001円～1,800,000円	51,804	19,000	15,107	2,150
5	1,800,001円～1,900,000円	51,804	22,000	15,107	2,150
6	1,900,001円～2,000,000円	51,804	25,000	15,107	2,150
7	2,000,001円～2,100,000円	51,804	30,000	15,107	2,150
8	2,100,001円～2,200,000円	51,804	35,000	15,107	2,150
9	2,200,001円以上	51,804	37,900	15,107	2,150

2. 上記の利用料は厚生労働省の通知により改定することがあります。

3. 利用料には、個室の電気料金その他特別なサービスに要する費用はふくまれていま

4. 月の途中で入所した者のその月の生活費は、在籍日数に基づく日割り計算とします
事務費については途中退居に拘わらず1か月分いただきます。

注（1）この表における「対象収入」とは前年の収入〔社会通念上収入として認定する
適当でないものを除く〕から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除
の収入をいいます。

注（2）夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し必要経費を
合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に
場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表から30％減額した額
本人からの事務費徴収額（月額）とします。この場合100円未満は切り捨てとし

理事長

佐藤

改正
改正

料
合 計
79,061
82,061
85,061
88,061
91,061
94,061
99,061
104,061
106,961

せん。
。

ことが
した後

控除し
該当する
を
します。

